

新型コロナウイルス感染症関連事象における待機期間等の目安について（2022年9月19日）

対象	状況	待機期間等の目安
本人	(1) 本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合	発症日の翌日から7日間が経過し、かつ症状軽快から24時間が経過するまで（下記（注1）を参照）。
	(2) 本人が濃厚接触者となった場合	最終接触日の翌日から5日間。症状が見られた場合は（3）へ。
	(3) 本人に発熱、症状が見られた場合	PCR検査結果が陰性であり、解熱剤等を使用せずに発熱、症状が消失した状態で1日間（観察期間）が経過するまで。PCR検査が陽性であった場合は（1）へ。
	(4) 本人がPCR検査を受けた場合	PCR検査結果が陰性と判明するまで（下記（注2）を参照）。陽性が判明した場合は（1）へ。発熱、症状がある場合は（3）へ。
	(5) 本人が帰国した場合	厚労省の指針に従う。
同居家族	(6) 同居家族が新型コロナウイルス感染症と診断された場合	原則として本人は濃厚接触者と判断される。（2）へ。
	(7) 同居家族が濃厚接触者となった場合	原則として待機を求めない。家族の発熱、症状に注意し、変化があった場合は待機。家族の感染が判明した場合は（6）へ。
	(8) 同居家族に発熱、症状が見られた場合	東京都の感染状況が、下記（注3）に相当する場合： 同居家族のPCR検査結果が陰性であり、解熱剤等を使用せずに発熱、症状が消失した状態で1日間（観察期間）が経過するまで。PCR検査が陽性であった場合は（6）へ。 東京都の感染状況が、下記（注3）に相当しない場合： 同居家族のPCR検査陰性、あるいは抗原検査陰性が確認されるまで。
	(9) 同居家族が帰国した場合	原則として待機を要請しない。

（注1）但し10日間が経過するまではマスク等の感染予防策を行いハイリスク者との接触、感染リスクの高い場所の利用等を避ける。無症候性感染者の場合は検査日（検体採取日）5日後の抗原検査陰性の確認をもって6日目からの待機解除が可能である。但し7日間が経過するまでは同様の感染対策を行う。

（注2）モニタリング検査などランダムサンプリング検査（被検者の陽性率の上昇が想定されていない検査）の場合、待機は不要。

（注3）特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出されている、あるいは感染が拡大している、など注意を要すると判断される状況。